

(7) 利用者負担額（保育料）の多子軽減について

- ① 同一世帯で2人以上の児童を養育している場合、市町村民税所得割課税額にかかわらず、第2子以降の保育料は無料になります。

※第1子の年齢上限は、18歳に到達する年度までが対象となります。

ただし、大学生等については、22歳に達する年度までが対象となります。

大学等に通っている方については、学生証（在学証明書）の写しをご提出ください。

※第1子が障害者手帳・療育手帳等を所有している場合、20歳に達する年度までが対象となります。

- ② ひとり親世帯等のうち、市町村民税所得割税額77,101円未満の場合、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は第1子の年齢を問わず無料になります。

13 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）※0～2歳児

階層区分		世帯区分	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	—	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
3		一般世帯		
4	市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	5,000円	4,000円
5		一般世帯	6,000円	5,000円
6	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	母子世帯等	7,000円	6,000円
7		一般世帯	8,000円	7,000円
8	市町村民税所得割課税額 77,100円未満		13,000円	12,000円
9	市町村民税所得割課税額 97,000円未満		14,000円	13,000円
10	市町村民税所得割課税額 109,000円未満		20,000円	19,000円
11	市町村民税所得割課税額 169,000円未満		27,000円	26,000円
12	市町村民税所得割課税額 211,200円未満		37,000円	36,000円
13	市町村民税所得割課税額 301,000円未満		41,000円	40,000円
14	市町村民税所得割課税額 341,000円未満		54,000円	53,000円
15	市町村民税所得割課税額 397,000円未満		56,000円	55,000円
16	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		67,000円	65,000円

※ 階層区分は、当該年度の4月1日の年齢で決定いたします。